

平成 29 年 12 月 22 日

**公益通報者保護法及び内部通報制度・改正ガイドラインに関する  
民間事業者向け説明会の開催【福岡会場】について**

1. 目 的

事業者が公益通報者保護法を踏まえた実効性のある内部通報制度を整備・運用することは、コンプライアンス経営の推進に寄与し、消費者を始めとするステークホルダーからの信頼獲得など事業者自身の利益や企業価値の向上につながるのみならず、国民生活の安全・安心の向上にも資するなど、社会経済全体の利益を図る上でも重要な意義があります。

しかしながら、消費者庁の調査によると内部通報制度を導入している企業は約 46%であり<sup>※1</sup>、導入企業でも内部通報制度が機能せず不祥事につながった事案も散見されています。

このような現状を踏まえ、消費者庁では、内部通報制度の実効性の向上に向け、事業者が取り組むことが推奨される事項を具体化・明確化することを目的として、民間事業者向けガイドラインを改正<sup>※2</sup>しました。

本説明会は、有識者による講演に続き、公益通報者保護法の概要及び改正民間事業者向けガイドラインについて説明し、内部通報制度の意義・重要性等について、理解を深めていただくことを目的としています。

※1 平成 28 年度 民間事業者における内部通報制度の実態調査報告書(平成 29 年 1 月消費者庁)

※2 公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成 28 年 12 月消費者庁)

2. 概 要

- (1) 主な対象： 企業経営者、コンプライアンス部門責任者・担当者等、経済団体、企業経営に関わる専門家等 <定員:先着 60 名程度>
- (2) 日 時： 平成 30 年 2 月 9 日 (金) 14:00~16:15  
(開始 45 分前から受付)
- (3) 場 所： 天神ビル本館 11 階 9 号会議室  
福岡市中央区天神 2 丁目 12 番 1 号

(4) 主な内容（予定）：

- ・ 有識者による講演  
山口利昭氏（弁護士、公認不正検査士）  
「企業経営における内部通報制度の重要性」
- ・ 消費者庁による説明  
「公益通報者保護法及び改正民間事業者向けガイドラインの概要」
- ・ 質疑応答 ほか

### 3. 申込方法・受付期間

- (1) 消費者庁ウェブサイト上の登録フォームからお申込みください。  
⇒URL: <https://www.omc.co.jp/kouekiminkan29/index.html>
- (2) 受付期間：開催日前日まで
- ・ 参加申込みの受付は、原則として先着順といたします。
  - ・ 受付期間内であっても定員に達し次第、受付を終了いたします。

### 4. その他

- ・ 参加費は無料です。
- ・ 定員以上の申込みがあった場合等を除き、参加申込みをされた方には特に連絡はいたしません。参加申込みをされた方は、当日直接会場へ御来場ください。
- ・ 頂いた個人情報、本説明会の運営管理の目的以外には使用いたしません。
- ・ 事業者の取組を促進・支援する方策等を検討する際の参考資料とするため、内部通報制度に関する取組の現状や今後の予定等に関するアンケートを実施する予定ですので、御協力をお願いいたします。
- ・ 会場での飲食、喫煙、撮影及び録音は御遠慮ください。

### 5. 今後の説明会開催予定

- ・ 札幌会場：平成 30 年 3 月 7 日（水）

消費者庁ウェブサイトでの詳細御案内・参加者募集は平成 30 年 1 月下旬頃の予定です。

以上

**《本件に関する問合せ先》**

消費者庁 消費者制度課（公益通報者保護制度担当）

電話：03-3507-9167（直通）／FAX：03-3507-9283